長野市南長野運動公園スタジアム照明ＬＥＤ化事業

公募型プロポーザル実施要領

令和7年１月

長野市

目　次

Ⅰ　一般事項 - 1 -
1 趣旨・目的 - 1 -
2 施工予定者選定の概要 - 1 -
3 選定委員会 - 2 -
4 工事請負契約までの流れ - 2 -
5 本工事の概要 - 3 -
6 照明設備の提案・施工等の要求水準 - 4 -
7 選定スケジュール - 7 -
8 図面等資料の貸与 - 8 -
9 既存建物の確認等 - 8 -
10 参加資格要件 - 8 -
Ⅱ　参加申込 - 11 -
1 参加資格確認 - 11 -
2 参加資格確認結果通知 - 12 -
3 参加資格がないと認めたものに対する理由の説明 - 12 -
Ⅲ　技術提案等の提出 - 13 -
1 提出書類等 - 13 -
2 技術提案等の作成 - 14 -
3 作成要領 - 15 -
4 留意事項 - 16 -
5 費用負担 - 16 -
6 その他 - 16 -
Ⅳ　質問及び回答 - 17 -
1 提出期限 - 17 -
2 提出方法 - 17 -
3 質問に対する回答 - 17 -
4 その他 - 17 -
Ⅴ　プレゼンテーション・ヒアリング - 18 -
1 実施日時 - 18 -
2 実施方法 - 18 -
3 その他 - 18 -
Ⅵ　技術提案の審査 - 19 -
1 審査方法 - 19 -
2 評価基準 - 19 -
3 最優秀者の選定 - 20 -
4 審査結果の通知及び公表 - 21 -
Ⅶ　基本協定等の締結 - 22 -

１　基本協定書について - 22 -
Ⅷ　その他 - 23 -
１　失格条項 - 23 -
２　参加者数 - 23 -
３　参加の辞退 - 23 -
４　書類の返却等 - 23 -
５　著作権 - 23 -
６　異議申し立て - 23 -
７　情報公開 - 23 -
８　補足 - 24 -
９　様式・資料一覧 - 24 -

Ⅰ　一般事項

1 趣旨・目的

長野市（以下「市」という。）は、令和４年に策定した「長野市環境基本計画」に基づき、温室効果ガス排出量を削減し、脱炭素化社会を構築するための取組を推進している。

「水銀に関する水俣条約」の令和５年に開催した締約国会議では、蛍光ランプの製造と輸出入を令和９年までに禁止すること等が合意され、全ての照明器具でＬＥＤ化に向けた動きが加速した。これに伴い、南長野運動公園総合運動場野球場（以下「長野オリンピックスタジアム」という。）と南長野運動公園総合運動場総合球技場（以下「長野Ｕスタジアム」という。）の夜間照明として使用しているメタルハライドランプ等（以降、「本照明」という）についても製造の終了を予定している。

これらの経過に加え、本照明がＬＥＤ照明と比較し消費電力や電気料金負担が過大となっていることを踏まえ、市では、両施設におけるナイター照明設備等について、エネルギー効率の高いＬＥＤ照明に更新することを決定した。

両施設のナイター照明設備はグラウンド等を照らす特殊な設備であり、各メーカーによって、照明器具の規格や仕様が異なり、導入する照明器具の数や制御方法が異なるものである。そのため、照明設備のシステムの仕様、ＬＥＤ化に伴う施工費、ランニングコストの削減、仮設計画等による工期短縮及び来場者と施設管理者等への安全性の確保等に関し、事業者からの最も優れた提案を設計に反映するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 施工予定者選定の概要

(1) 発注者　市

(2) 選定方式

施工予定者の提案を設計に反映させるため、技術提案を求め、プレゼンテーション・ヒアリングを実施し、技術提案を総合的に評価して、最優秀者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

(3) 選定方法

市は、市が定める参加要件を満たす者から技術提案等を受け、選定委員会において審査を行った結果、順位得点の合計が最も高い者を「最優秀者」として選定し、最優秀者は市と基本協定書を取り交わすことで南長野運動公園スタジアム照明ＬＥＤ化工事（以下「本工事」という。）の施工予定者となる。

なお、選定委員会は会議の公平性の確保及び円滑な運営のため非公開とする。

(4) 事務局

長野市役所スポーツ部スポーツ課
〒381-8512　長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地
TEL026-224-5083（直通）　FAX026-224-7351
E-mail　sports@city.nagano.lg.jp

３ 選定委員会

（1）選定委員会

本工事に関する施工予定者を選定する長野市南長野運動公園スタジアム照明ＬＥＤ化事業施工者選定委員会を置く。選定を公平・公正に進めるため、次にかかげる委員で構成する。

鈴木　秀規（長野市　スポーツ部長）

柳澤　和義（長野市　公共施設マネジメント推進課長）

小田切　伸夫（長野市　環境保全温暖化対策課長）

武井　晋市（長野市　建築課長）

髙池　正之（長野市　国スポ・全障スポ推進課長）

４ 工事請負契約までの流れ

本プロポーザルにおける最優秀者選定後、工事請負契約の締結までの流れは、以下のとおりとする。

（1）市は、最優秀者と「基本協定書（様式11）」を取り交わし、最優秀者は施工予定者となる。

（2）施工予定者の技術提案等を基に、工法や仕様について協議し、市は実施設計を行う。なお、施工予定者は、設計で必要な資料や見積りを市に無償で提供する。

（3）市は、実施設計の完了後に施工予定者から本工事の工事費見積書（工事費内訳書、工事費内訳明細書を含む）を徴取し、その金額が市が別に定める予定価格の範囲内であった場合は、工事請負契約の相手方として工事に関する契約条件を確認する。これが整った場合に限り、当該見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって建設工事請負仮契約を締結し、議会の議決をもって当該仮契約を本契約とする。契約に当たっては、長野市建設工事請負契約書（長野市財政部契約課ホームページで公開している工事請負契約に使用する書式）を使用する。

ただし、議会において否決された場合は、その効力を失う。この場合において、仮契約の相手方は、市に対して何らの損害賠償を請求することはできない。

（4）最優秀者がその決定後、基本協定書の取り交わしまでに、「Ⅰ.11 参加資格要件」のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約の締結に向けて優先的に交渉する相手方としての権利（以下「優先交渉権」という。）を失う。

（5）市は、施工予定者が本工事の仮契約の締結の日から議会の議決までの間に、会社更生法又は民事再生法に基づく申立てがなされた、又は、長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合にあっては、仮契約を解除することができる。

（6）市は、最優秀者と基本協定書を取り交わせない又はその効力を失った場合、施工予定者と仮契約を締結できない場合及び工事請負契約を締結できない場合は、次点者に優先交渉権を与える。次点者も効力を失うなどした場合は、最優秀者及び次点者を除く本プロポーザルに参加した者のうち審査結果の順位が上位であった者から順に、交渉の意思を確認した上で、基本協定書を取り交わし、協議が整った後、実施設計を行う。なお知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

５ 本工事の概要

（1）施設概要（既存）

ア 長野オリンピックスタジアム

(ｱ) 照明器具

・投光器：メタルハライドランプ1,000W（定電力形200Ｖ）96台
・投光器：高圧ナトリウムランプ940W（低始電流形200Ｖ）552台
　（上記2項目計）648台（競技用、観客用）
・投光器（保安用）：ミニハロゲンランプ1,500W（200Ｖ）　36台
・電撃殺虫器：ＦＬ30W（200Ｖ、2灯型）　6台
・塔内灯：蛍光灯（ＦＬ20W、200Ｖ）　6台

(ｲ) 照明塔：６塔

(ｳ) 操作室：１階事務室（更新後は１階放送室でも操作ができること）

(ｴ) 主要用途：野球場

※詳細は【別紙１　基本設計図】を参照

イ 長野Ｕスタジアム

(ｱ) 照明器具

・投光器：ショートアーク型メタルハライド用投光器
　ＭＱＤ2,000W（定電力形440Ｖ）　96台
・投光器：ロングアーク型メタルハライド用投光器
　ＭＴ1,500W（254Ｖ）　168台
　（上記2項目計）264台
・スポットライト：ＬＥＤ採光色タイプ70W（100Ｖ～242Ｖ）　92台
・スポットライト：ＬＥＤ採光色タイプ35.5W（100Ｖ～242Ｖ）　92台

(ｲ) 操作室：１階事務室（更新後は４階場内放送室でも操作ができること）

(ｳ) 主要用途：サッカー場

※詳細は【別紙１　基本設計図】を参照

（2）工事内容

ア 更新提案を求める照明器具

(ｱ) 長野オリンピックスタジアム

投光器（競技用、観客用648台及び保安用36台）

塔内灯（6台）

(ｲ) 長野Ｕスタジアム

投光器（264台）

イ 更新内容

(ｱ) 投光器

既存の競技用、観客用及び保安用照明を撤去し、ＬＥＤ照明に更新する

(ｲ) 塔内灯

既存の蛍光灯照明をＬＥＤ照明に更新する

ウ 配管、配線及び付帯設備

原則既設流用とするが、調光制御に必要な設備の新設を含む

（3）工事期間

契約日（令和7年6月議会の議決後における本契約）から令和8年3月11日（予定）まで

※入札スケジュールの変更により本契約は令和7年9月議会の議決後となる場合がある

（4）本工事における工事費限度額

740,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※「Ⅲ．２．（５）」提案の概算工事費（ＬＥＤ化に係る工事費）が工事費限度額を超えた場合は失格とする

（5）支払い条件

長野市契約規則及び長野市建設工事請負契約約款による

６ 照明設備の提案・施工等の要求水準

（1）スタジアム共通

ア 照明要件

(ｱ) 提案する照明設備は、ＪＩＳＺ９１２７スポーツ照明基準（２０２０）を満たすものとする。なお、本要求水準はあくまでも最低限の性能であり、同等以上の機能とすることは可能である。

(ｲ) 光害の検討にあたっては、環境省「光害対策ガイドライン」における、目指すべき光環境Ｅ１レベルを満足すること。

イ 施工要件

(ｱ) 配線は、環境配慮型ケーブルを採用すること。

(ｲ) 配線は原則、次のとおり配管にて保護を行うこと。

・屋外露出部　金属配管（Ｇ管）

・屋内露出部　一種金属線ぴ等：廊下、居室等

金属配管（Ｅ管）：バックヤード

・屋内部　天井内配線

(ｳ) 長野オリンピックスタジアムの建物内部のみアスベスト含有がある建材とみなし施工すること。

（2）長野オリンピックスタジアム

ア プロ野球の開催に適した照度要件を十分に満足すること

イ プロ野球被照明範囲

区分	被照明範囲
バッテリー間	ホームベースよりバックネット中央方向へ５ｍの位置を基点に、バックスクリーン中央方向へ29ｍ×幅10ｍの範囲（図１参照）
内野	１塁側ファウルラインより外側５ｍの各位置から同ラインに直交して外野レフト方向へ40ｍの範囲と、３塁側ファウルラインより外側５ｍの各位置から同ラインに直交して外野ライト方向へ40ｍの範囲とが重なる範囲（図２参照）
外野	フェンスで囲まれる範囲から内野を除いた範囲

全体	内野及び外野

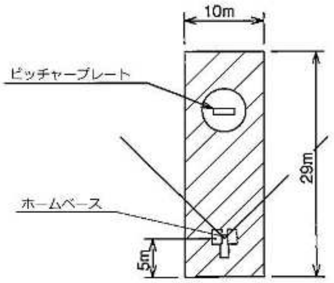

図１　バッテリー間

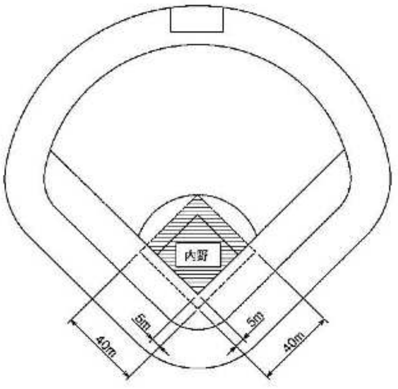

図２　内野

ウ プロ野球設計照度（15,000時間点灯後、表の数値以上となるように設計すること）

区分	水平面照度（平均照度）	鉛直面照度（平均照度）	水平面照度均斉度	計算高さ
バッテリー間	2,500ルクス	－	－	ＧＬ面
内野	2,000ルクス	1,000ルクス	0.7	
外野	1,500ルクス	750ルクス	0.5	

エ グレア制限値

ＪＩＳＺ９１１０に規定する不快グレア評価方法に基づいたグレア制限値ＧＲＬは５０とする

オ 点滅方式

既存のスイッチによる点滅及び調光により、次の４通りの運用を行えること。なお、照度及び均斉度は表の数値以上となるように設計すること。

点灯パターン	水平面照度（平均照度）	水平面照度均斉度
全点灯	バッテリー間2,500ルクス 内野2,000ルクス、外野1,500ルクス	内野0.7、外野0.5
１／２点灯	内野1,000ルクス、外野750ルクス	内野0.7、外野0.5
１／３点灯	内野750ルクス、外野500ルクス	内野0.6、外野0.5
１／６点灯	内野500ルクス、外野300ルクス	内野0.5、外野0.3

カ 競技面を除く被照明範囲（観客席、観客席通路）は、グレア対策と照度不足のバランスを検討し、観戦及び避難等に支障がない明るさにすること。なお、器具は以下の性能を満たすものとする。

(ｱ) 使用電圧：単相２００Ｖ

(ｲ) 光源：ＬＥＤ

(ｳ) 演色性：Ｒａ９０以上

(ｴ) 相関色温度：４，０００～６，５００Ｋ

(ｵ) 定格寿命：４０，０００時間

(ｶ) 質量：取付荷重が、既存の照明器具の荷重（安定器共）より軽量であること

(ｷ) 防塵・防水性能：ＩＰ４５以上

(ｸ) 使用周辺温度：－２０℃～３５℃

(ｹ) 衝撃性能：打球の衝突に耐えること

(ｺ) 高調波電流：ＪＩＳＣ６１０００－３－２クラスＣ

(ｻ) 耐雷サージ：コモンモード（対地間）１０ｋＶ、ノーマルモード（線間）２ｋＶ

(ｼ) 敷地外へのグレアや漏れ光の抑制に十分配慮すること

(ｽ) 照明器具の落下防止対策を施すこと

(ｾ) 調光制御をすること

（3）長野Uスタジアム

ア Ｊリーグスタジアム標準を参考にし、Ｊリーグの開催に適した照度要件を十分に満足すること。また、Ｊリーグによるスタジアム検査に合格するための措置を講じること。

イ ピッチ内のいずれの個所においても照度1,500ルクス以上の明るさを保持し、均一であること

ウ ピッチ内ＧＬ面平均照度1,800ルクス以上

エ グレア制限値

ＪＩＳＺ９１１０に規定する不快グレア評価方法に基づいたグレア制限値ＧＲＬは５０とする

オ 点滅方式

既存のスイッチによる点滅及び調光により、次の５通りの運用を行えること。なお、照度及び均斉度は表の数値以上となるように設計すること。

点灯パターン	水平面照度（最低照度）	水平面照度均斉度
全点灯	1,500ルクス	0.7
２／３	700ルクス	
１／２	500ルクス	
１／３	200ルクス	
２／１５	100ルクス	

カ 競技面を除く被照明範囲（観客席、観客席通路）は、グレア対策と照度不足のバランスを検討し、観戦及び避難等に支障がない明るさにすること。なお、器具は以下の性能を満たすものとする。

(ｱ) 使用電圧：単相４４０Ｖ、２５４Ｖ、１００～２４２Ｖ

(ｲ) 光源：ＬＥＤ

(ｳ) 演色性：Ｒａ６５以上

(ｴ) 相関色温度：５，０００～６，２００Ｋ

(ｵ) 定格寿命：４０，０００時間以上

(ｶ) 質量：取付荷重が、既存の照明器具の荷重（安定器共）より軽量であること

(ｷ) 防塵・防水性能：ＩＰ４５以上

(ｸ) 使用周辺温度：－２０℃～３５℃

(ｹ) 衝撃性能：打球の衝突に耐えること

(ｺ) 高調波電流：ＪＩＳＣ６１０００－３－２クラスＣ

(ｻ) 耐雷サージ：コモンモード（対地間）１０ｋＶ、ノーマルモード（線間）２ｋＶ

(ｼ) 敷地外へのグレアや漏れ光の抑制に十分配慮すること

(ｽ) 照明器具の落下防止対策を施すこと

(ｾ) 調光制御をすること：将来照明による演出が可能な方式による調光制御ができること

(ｿ) カラーＬＥＤ照明器具：カラフルな光で競技面を含む被照明範囲を照らすこと（白色として使用することで必要照度を確保するための照明器具と兼用することは可能）

７ 選定スケジュール

(1) 選定スケジュールは、次表のとおりとする。

区分	項目	日程・期限
実施要領等公表	実施要領公表 （市ホームページに掲載）	令和７年１月８日（水）
	図面等資料の貸与 （電子メールで貸与）	令和７年１月８日（水）から 令和７年１月20日（月）まで
参加資格確認	参加申込に関する質問受付 （電子メールで提出）	公表から 令和７年１月15日（水）まで
	参加申込に関する質問回答 （市ホームページに掲載）	令和７年１月20日（月）まで 随時
	参加申込書等の提出 （持参又は郵送で提出）	公表から 令和７年１月22日（水）まで
	参加資格要件確認結果通知 （電子メールで通知）	令和７年１月24日（金）
技術等審査	技術提案書等に関する質問受付 （電子メールで提出）	公表から 令和７年１月24日（金）まで
	技術提案書等に関する質問回答 （市ホームページに掲載）	令和７年１月30日（木）まで 随時
	技術提案書等の提出 （持参又は郵送で提出）	令和７年２月13日（木）まで
技術等審査	書類審査結果通知 ※技術提案書等の提出が4者以上の場合は「Ⅷ．２．(１)」による	令和７年２月21日（金）まで
	プレゼンテーション・ヒアリング	令和７年２月25日（火）予定
	最終審査結果通知・公表 （郵送及び市ホームページで公表）	令和７年２月下旬 予定
基本協定書	締結 ※締結できない場合「Ⅰ．４．(６)」による	令和７年３月上旬 予定
工事請負契約	仮契約の締結	令和７年５月下旬 予定

	※締結できない場合「Ｉ.４.(６)」による	
	本契約の締結 ※締結できない場合「Ｉ.４.(６)」による	令和７年６月下旬 予定

（2）参加申込書、技術提案書等の提出物は、選定スケジュールに記載の日までの、9時から16時まで（12時から13時までを除く。）に事務局まで持参にて提出又は、選定スケジュールに記載の日までに、配達証明付き書留郵便にて必着とすること。

（3）選定スケジュールについて変更が生じた場合は、参加申込書の提出があった者（以下「参加希望者」という。）に通知するとともに、市ホームページに掲載する。

８ 図面等資料の貸与

本プロポーザルの参加希望者に対し、秘密保持に関する誓約書（様式10）と引き換えに、【資料2　建築意匠図】及び【別紙1　基本設計図】を貸与する。

（1）貸与期間は「Ｉ.７ 選定スケジュール」に記載のとおりとする。

（2）貸与希望者は、秘密保持に関する誓約書（様式10）に必要事項を記載し、Wordファイルを ＰＤＦ形式に変換し、「Ｉ.３.（４）事務局」のメールアドレスまで電子メールを送信する。電子メールの件名は、「【LED】（会社名）長野市南長野運動公園スタジアム照明ＬＥＤ化事業公募型プロポーザル（資料貸与希望)」とすること。

（3）資料の貸与は、秘密保持に関する誓約書（様式10）に記載のメールアドレスに送信する。なお、貸与資料については、本プロポーザルの提案書作成のみに使用することとし、それ以外に使用しないこと。

９ 既存建物の確認等

（1）事務局が開催する現地説明会は行わない。

（2）各参加者による現地視察は可能とする。既存建物内を含めた現地視察を希望する場合は、事前に事務局へ連絡すること。

10 参加資格要件

本プロポーザルの参加要件は以下のとおりとする。また、参加要件の基準日は公告日とし、各号において基準日及び期間等を指定した場合は、それによるものとする。

（1）次に掲げる条件を、公告日から協定の締結日まで全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の４第１項の規定に該当しないこと。

イ 令和５・６年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

ウ 長野市建設工事等入札参加者指名停止等設置基準（昭和60年５月１日制定）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。

オ 市税を滞納していないこと。

カ 長野市暴力団排除条例（平成26年度長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。

（2）長野市建設工事競争入札参加資格を有する２者が自主結成した特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）で、その構成員が次の条件を全て満たしていること。

ア 長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿の本店情報に長野市の住所が登載されていること。

イ 長野市建設工事等競争入札参加者名簿の電気工事の格付Ａ級の者であること。

ウ 電気工事業について、特定建設業の許可を有していること。

エ 特定ＪＶの代表者の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率であること。

オ 特定ＪＶの最小の出資者の出資比率は、30パーセント以上であること。

カ 特定ＪＶの構成員は、本プロポーザルに参加する異なる特定ＪＶの構成員を兼ねていないこと。

キ 特定ＪＶの構成員は、本プロポーザルに参加する異なる特定ＪＶの代表者となる構成員との間に、資本関係又は人的関係があると認められないこと。

（3）特定ＪＶの代表者となる構成員の条件

ア 令和５・６年度長野市建設工事等競争入札参加申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書のうち、電気工事に係る総合評定値が 900点以上の者であること。

イ 次の基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

(ｱ) １級電気工事施工管理技士の資格を有し、かつ、電気工事業に係る監理技術者資格証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること。（資格は、公告日現在で取得していること（登録が必要なものについては、登録が完了していること。））

(ｲ) 監理技術者は、本工事の契約日以前３箇月以上の雇用関係を必要とする。

(ｳ) 監理技術者は、本工事の契約日において他の工事に専任する技術者であってはならない（当該工事の竣工検査の終了が確認できる場合を除く。）。

(ｴ) 基準を満たす３人以内の監理技術者を申請することができる。

（4）特定ＪＶの代表者以外の構成員の条件

ア 次の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

(ｱ) １級又は２級電気工事施工管理技士の資格を有する者であること（資格は、公告日現在で取得していること（登録が必要なものについては、登録が完了していること。）を必要とする。）。

(ｲ) 主任技術者は、本工事の契約日以前３箇月以上の雇用関係を必要とする。

(ｳ) 主任技術者は、本工事の契約日において他の工事に専任する技術者であってはならない（当該工事の竣工検査の終了が確認できる場合等を除く。）。

(ｴ) 基準を満たす３人以内の主任技術者を申請することができる。

（5）その他

ア 長野市長が契約した特定ＪＶの有効期間は、本工事の完成後12箇月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後においても、本工事につき、工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任がある場合に

は構成員が連帯してその責めを負う。

イ　本事業につき結成された特定ＪＶのうち契約の相手方とならなかった者の有効期間は、本工事の契約が締結されたときをもって終了する。

ウ　長野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成６年９月１日施行）を熟覧のこと。

Ⅱ　参加申込

1 参加資格確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認に係る提出書類を作成し、事務局に提出すること。事務局は、提出書類に基づき参加資格確認を行い、技術提案等の審査に進むものを選定し通知する。

(1) 提出期間

「Ⅰ.７ 選定スケジュール」期間中、事務局に提出すること。

(2) 提出方法

事務局まで持参を原則とするが、やむを得ず郵送する場合は、配達証明付き書留郵便にて郵送すること。なお、郵送の場合は上記、提出期間に事務局必着とする。

(3) 提出書類

参加資格確認に係る提出書類は以下のとおりとする。

ア 参加申込書　(様式 1-1)
イ 参加資格要件チェックリスト　(様式 1-2)
ウ 監理技術者（代表者となる構成員）、主任技術者（代表者以外の構成員）の資格（様式 2)
エ 特定建設工事共同企業体協定書　(様式 任意 1-1)
オ 委任状・使用印鑑届　(様式 3)

(4) 提出部数

各２部（正本１部、副本１部）

ＰＤＦ形式に変換しＣＤ－Ｒ等（1枚）でデータ形式も提出すること。

(5) 提出書類の留意事項

提出書類は、各様式に基づき作成し、「Ⅱ.１.（３)」の順番にA4ファイル（フラットファイル、バインダーなど簡易な綴じ方）にファイルングし、様式ごとにインデックス等を貼付し整理すること。記載の文字の大きさは10ポイント以上とすること。

ア 参加申込書（様式1-1)

正本１部は必要事項を記入した上で押印し、副本１部は押印しなくてもよい。

イ 参加資格要件チェックリスト（様式 1-2)

様式の確認欄にチェックを行い、以下に記載する確認書類とともに提出すること。

(ｱ) 令和5・6年度長野市建設工事等競争入札参加認定通知書（各構成員)
(ｲ) 納税証明書（各構成員)
(ｳ) 特定建設業の許可証の写し（各構成員)
(ｴ) 最新の経営事項審査結果通知の写し(代表者となる構成員)

ウ 監理技術者（代表者となる構成員）、主任技術者（代表者以外の構成員）の資格（様式 2)

(ｱ) 本工事の契約を締結した場合の監理技術者及び主任技術者を記入すること。
(ｲ) 記載した資格を証明する写し及び雇用関係を証明するもの（健康保険証等）の写しを添付する。
(ｳ) 監理技術者及び主任技術者の変更が生じた場合は、当初予定者と同等以上の資格及び施

工実績等を有する者とすること。

エ 特定建設工事共同企業体協定書（様式 任意 1-1）

(ｱ) 協定書は必要事項を記入した上で押印し、正本提出用と契約書に綴じるものとして計２部と各構成員保管分を作成し、提出すること。（内構成員保管分は、提出時に事務局確認の上返却。郵送にて提出の場合は、後日受け取りに来ること。）なお、副本１部は押印しなくてもよい。

オ 各委任状・使用印鑑届（様式 3）

(ｱ) 正本１部は必要事項を記入した上で押印し、副本１部は押印しなくてもよい。

２ 参加資格確認結果通知

参加資格確認の結果は、「Ｉ．７ 選定スケジュール」の該当する期限までに、参加申込者（代表者）それぞれに電子メールにて通知する。

３ 参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について書面により、次に従い説明を求めることができる。

（１）提出期間

参加資格がないと認められた者は、確認結果の通知の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面（様式任意）により市に対し説明を求めることができる。

（２）回答期限

前号に対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面により行う。

（３）その他

提出方法は、事務局まで持参とする。

Ⅲ　技術提案等の提出

1　提出書類等

参加資格確認の結果、参加資格を有することを認められた者は、技術提案に係る提出書類を各様式に基づき作成し提出すること。

(1) 提出期間

「Ⅰ.７　選定スケジュール」期間中、事務局に提出すること。

(2) 提出方法

事務局まで持参を原則とするが、やむを得ず郵送する場合は、配達証明付き書留郵便にて郵送すること。なお、郵送の場合は（１）提出期間に事務局必着とする。

(3) 提出書類

技術提案書等の審査に係る提出書類は以下のとおりとする。

(ｱ) 技術提案書（表紙）　　　　　　（様式5　　A3判）

(ｲ) 実績・技術提案の概要　　　　　（様式5-1　A3判）

(ｳ) 技術提案　（枚数は全体で計５枚以内とする）

a 施工上の課題に関する提案　　　　（様式 5-2　A3 判）

b 環境への負荷低減に関する提案　　（様式 5-3　A3 判）

c 演出制御（本事業外）に関する提案　（様式 5-4　A3 判）

(ｴ) 概算工事費に関する提案

a 工事費見積書　　　　　　　　　　（様式 7-1　A4 判：計 1 枚）

b 工事費見積内訳書　　　　　　　　（様式 7-2　A4 判：計 3 枚）

c 工事費見積内訳明細書　　　　　　（様式 任意）

※技術提案に係る確認資料として以下の書類を提出すること

・荷重比較表　　　　　　　　　　　（様式 8-1　A4 判：計 2 枚）

・消費電力比較表　　　　　　　　　（様式 8-2　A4 判：計 2 枚）

・システム系統図、機器姿図　　　　（様式 8-3　A3 判：計 2 枚）

・照度分布図　　　　　　　　　　　（様式 8-4　A3 判：計 2 枚）

・工事費見積内訳明細書（演出制御に係る工事費）（様式 任意）

(4) 提出部数

ア 「Ⅲ.１.（３）」について

各14部（正本１部、副本13部）

副本には様式7-1を添付しないこと。

工事費見積内訳明細書（様式任意）については、正本１部、副本３部を提出すること。

「Ⅲ.１.（３）」の順番に左上をダブルクリップ１か所留めとし、折らずに提出すること。

ただし、工事費見積内訳明細書（様式任意）、技術提案に係る確認資料については、別冊A4ファイル（フラットファイル、バインダーなど簡易な綴じ方）で提出すること。

イ その他

「Ⅲ.１.（３）」の提出書類は、ＰＤＦ形式に変換しＤＶＤ-Ｒ等（1枚）でデータ形式も提出すること。

(5) 注意事項

提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合があるので注意すること。

２ 技術提案等の作成

技術提案については、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、安全に施工し、目標工期内で完成することを目的にすると同時に、環境面や省資源に配慮した提案を行うこと。

本工事は、長野オリンピックスタジアム、長野Ｕスタジアム共に令和７年12月1日～令和８年２月28日までを工事施工予定期間としているが、工事施工予定期間であっても施設を開放し、部分的に利用の制限を行いながら工事を行うことを予定している。施設運営に支障がない工事は、その期間以外に施工することも可能であるが、通常営業時の長野オリンピックスタジアム、長野Ｕスタジアム利用者や各種大会の開催など施設運営を優先させる。なお、施設の休館日は、毎週火曜日と年末年始としており、施設の使用想定は以下の表のとおりとする。

用途	～令和７年12月１日	工事施工予定期間		
		休館日（火曜日及び年末年始）	平日（火曜日を除く）	土日祝日
グラウンド	利用者あり	利用者なし	利用者なし	利用者あり ※
観客席	利用者あり	利用者なし	利用者なし	利用者あり ※
会議室等居室	利用者あり	利用者なし	利用者あり	利用者あり
管理事務所	利用者あり	利用者なし	利用者あり	利用者あり

※昼間のみの使用とし夜間（スタジアム照明）は使用しない

また、近年は、物流の停滞や部品調達の遅延による資材納期遅延の傾向が生じている。

これらの要件を総合的に勘案し、以下の項目について、その課題に対する解決方法、実施、実現できる効果的で具体的な取り組みを記述すること。

(1) 施工上の課題に関する提案（様式5-2）

ア 工事期間中における施設利用の制限範囲とその期間及び高所作業における施工時の安全性の確保等に関する工事進捗状況に応じた総合仮設計画

イ 週休２日（4週８休）取得を基本とし、土日祝日を休工としたうえで、品質を確保し所定の期日に工事を完成させるための工程管理の方策、重点ポイント、工程遅延対策等

なお、スタジアム照明が使用できない期間（以下「照明不点期間」という。）の短縮（早期完成）を図るための実現できる効果的で具体的な取り組み、照明不点期間を短縮した工事工程表を作成し提案すること（取り組みは複数可)。その場合、照明不点期間を短縮した工事工程表にはクリティカルパス（太線・赤字で表示）を記載し、工程上重要となるマイルストーンを

設定すること。また、工事施工予定期間（令和７年12月１日～令和８年２月28日まで）から短縮する期間をわかりやすく表現すること。

ウ 雷の影響を受けにくい製品の採用、落雷による被害を最小限に留める施工方法や故障時の対策（早期復旧のための部品の供給体制やユニット交換による少額修繕等）

エ ア､イ､ウを除き、本工事において施工上特に注意すべき事項とその解決策（2項目まで自由提案）

なお、解決策の提案が、【別紙１　基本設計図】に示す機能、性能、品質の向上、工事費の縮減など総合的に大きな効果が得られる場合は、基本設計内容の変更も可能とする。

（2）環境への負荷低減に関する提案（様式5-3）

ア 持続可能な社会の実現に向けた本工事における消費電力の削減

イ 照明器具の耐用年数（無償保証期間）及び保証条件

（3）長野Uスタジアムにおける演出制御（本事業外）に関する提案（様式5-4）

ア 導入する設備に対して演出制御を行う際に追加する設備（プログラム等含む）

イ 演出イメージ（単体システムと他のシステムとの連動など）

ウ 概算工事費

※本事業では演出制御は実施しないが、将来Ｊリーグ公式戦の演出として活用する場合の参考とし、具体的な内容を記述すること。なお、演出制御にあたっては、Ｊリーグ公式戦の試合運営事業者の持ち込み機器により行うことを想定しているが、別途、市の追加工事が必要な場合は、追加工事費が少額となることを踏まえた工事費見積内訳明細書（演出制御に係る工事費）（様式 任意）を作成すること。

（4）概算工事費に関する提案（様式7-1，様式7-2）

ＬＥＤ化に係る工事費

技術提案書に基づく工事費を提示すること。技術提案書に表記されている内容を実現するために必要な全ての材料や作業及び施工上当然必要とされる内容を想定し、工事費見積書、工事費見積内訳書及び工事費見積内訳明細書（様式任意）を作成すること。工事費見積内訳明細書は、本工事における実施設計での活用が可能なものとし、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載すること。一式工事とする場合は歩掛等の一式工事根拠を記載すること（共通仮設工事、直接仮設工事については一式計上しないこと）。

なお、工事金額算出に当たっては物価変動を見越した金額ではなく提案提出時点の金額で算出すること。

３ 作成要領

（1）技術提案書の右肩指定部分に「参加資格確認結果通知書」に記載されているアルファベット（全角）を記入すること。

（2）技術提案書は、それぞれの提案ごとに、合計枚数に応じた通し番号を右肩の欄に記入すること。

（3）技術提案書に記載の文字の大きさは10ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）とすること。

（4）使用する言語は日本語､通貨は日本円､単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)

に定めるものとする。

（5）技術提案については審査を公平に行うため参加者が特定できるような表現は避けること。

（6）各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集し作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

4 留意事項

技術提案書に記述した提案は、技術提案書のヒアリング、審査等を通じて採用され、その結果、施工予定者となった場合には、技術提案書等に記述した提案について、技術提案内容の適用判断及び設計への反映に必要となる提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術情報、並びに見積及び見積根拠に関する情報を提出するものとする。

また、本プロポーザルにおいて採用された基本設計内容の変更を伴う技術提案については、実施設計過程において再度検討し、非採用とすることがありうるものとする。

5 費用負担

本プロポーザルへの提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション・ヒアリング等に係る全ての費用は参加者の自己負担とする。

なお、「Ⅲ．4　留意事項」の技術提案内容の実施設計への反映に必要となる情報の提出についての費用も参加者の自己負担とする。

6 その他

（1）一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない（ただし、軽微な誤り等を修正するもので、市が指示するものは除く）。

（2）提出された書類や図書等は、返却しない。

（3）市は応募書類、添付書類等に関して、他の参加者に知られることのないよう取り扱い、保管するものとする。

（4）施工予定者に選定されなかった者の技術提案等については、その者の了承を得ることなく、その全部又は一部を採用することはない。

Ⅳ　質問及び回答

　参加申込に関する質問及び技術提案書等に関する質問を以下のとおり実施する。ただし、審査に支障をきたす質問及び提案の実施に必要のない内容に関する質問は受け付けない。

1　提出期限

「Ⅰ．7　選定スケジュール」期間中、事務局に提出すること。

2　提出方法

参加申込に関する質問は質問書（様式4）、技術提案書等に関する質問は質問書（様式6）に記載の上、電子メールにて事務局にエクセル形式で送信すること。電子メールの件名は、参加申込に関する質問は「【LED】（会社名）長野市南長野運動公園スタジアム照明ＬＥＤ化事業公募型プロポーザル（参加申込質問書）」とし、技術提案書等に関する質問は「【LED】（会社名）長野市南長野運動公園スタジアム照明ＬＥＤ化事業公募型プロポーザル（技術提案書等質問書）」とすること。

また、電子メール送信後、確認のために「Ⅰ．7　選定スケジュール（2）」提出期限時間内に事務局へ電話連絡すること。

3　質問に対する回答

「Ⅰ．7　選定スケジュール」の各該当する期限までに長野市ホームページに掲載する。

4　その他

（1）質問内容で参加者が特定できるような表現は避けること。

（2）参加申込に関する質問及び技術提案書等に関する質問は、それぞれ参加者１者に対し１回限りとし、追加の質問は認めない。なお、技術提案書等に関する質問は、共同企業体の代表者のみができるものとする。

（3）質問の内容について、不明な点がある場合、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

（4）質問への回答は、本プロポーザル実施要領の細部説明及び補完する内容のものに限る。

Ⅴ　プレゼンテーション・ヒアリング

本プロポーザル参加者は、提出された技術提案書等に基づいてプレゼンテーションを行い、その後、選定委員会の委員によるヒアリングを受ける。

1 実施日時

「Ⅰ.７ 選定スケジュール」に記載の日程で実施する。※実施日時、実施場所、その他詳細については後日、事務局より連絡を行う。

2 実施方法

（1）ヒアリングの時間等

ヒアリングは提出書類の説明（15分以内のプレゼンテーション）後、約20分間の選定委員会の委員による質疑応答を行う。なお、プレゼンテーションの準備・撤収作業にかかる時間は合計５分以内とする。

（2）ヒアリング出席者

プレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は、技術提案者、各担当者、パソコン操作者を含む合計５名以内とする。なお、使用する照明メーカーの技術者等が、各担当者として参加することを認めるが、同じ担当者が他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングに出席した場合は、該当する全ての参加者を失格とする。

3 その他

（1）審査は選定委員によるヒアリング形式（非公開）とする。

（2）プレゼンテーションは、提出された技術提案書に記載されている内容、図面、イラスト等により、プロジェクターを使用した資料の説明は可とする。ただし、新たな提案はできないものとする。

（3）資料を説明する際に用いるパソコン及び必要機材は参加者各自が用意すること。なお、以下の機材は事務局が準備したものを使用することができる。

プロジェクター（EPSON）スライドの縦横比は、３対４で作成すること
スクリーン（画面寸法　縦 1.8m×横 2.4m）
HDMI ケーブル
電源延長ドラム

Ⅵ　技術提案の審査

１ 審査方法

本プロポーザルは、以下のとおり審査を行う。

（1）本プロポーザルの審査は、選定委員会が行う。

（2）技術提案書の審査は、選定委員が「Ⅵ.２　評価基準」に沿って行う。

（3）各選定委員が各々評価した採点結果を合計し、合計した得点が高い順に参加者の順位を決定する。決定した順位を基に、順位得点（参加者順位1位は2点、参加者順位2位は1点（１人の選定委員において、複数の参加者の合計点が同点となった場合は、順位得点を按分する（例：１位に２者が並んだ場合は、（２+１）点÷２=１．５点ずつを２者に付す））。）を配点する。

２ 評価基準

技術提案書は評価項目毎の評価事項により評価するとともに、プレゼンテーション及びヒアリングを行い総合的に審査する。

各参加者の技術提案書を評価した採点は、次の（１）と（２）を合計した得点（最高得点：100.00点）とする。

（1）実績及び技術提案の配点（最大得点：70.00点）

（2）価格の配点（最大得点：30.00 点）

評価項目に対する評価事項と配点

評価項目		評価事項	配点	合計
実績	納入実績 様式 5-1	メーカーの納入実績について 使用するメーカーのスタジアム照明ＬＥＤ化を行った施設の提示 ・プロ野球公式戦を行うスタジアムにおいてスタジアム照明ＬＥＤ化の納入実績があるメーカーの製品である ・公益財団法人日本サッカー協会が定める「スタジアム標準」において、クラスＳまたはクラスⅠのスタジアムにおいてスタジアム照明ＬＥＤ化の納入実績があるメーカーの製品である	10 点満点 各スタジアム 2 施設以上/5.0、 1 施設/3.0、 なし/0.0	/70.0
提案項目	施工上の課題 様式 5-2	ア　総合仮設計画について ・施設利用制限範囲とその期間に関する提案 ・高所作業における施工時の安全性の確保等に関する提案	15 点満点 特優/15.0、 優/12.0、 普/9.0、 やや劣/4.0 劣/0.0	
		イ　工程管理について ・週休２日を基本とし、土日祝日を休工としたうえで、品質を確保し、照明不点期間を短縮（早期完成）する提案		
		ウ　落雷への対策について ・雷の影響を受けにくい製品の採用 ・落雷による被害を最小限に留める施工方法及び早期復旧に対する提案		
		エ　その他について ・施工上特に注意すべき事項とその解決策の提案		

	環境への負荷低減に関する提案 様式 5-3	ア　消費電力の削減について 算定式 得点　＝　配点（10点）×（最小消費電力量提案者の消費電力量/当該応募者の消費電力量） ※消費電力量は各スタジアムの合計消費電力量とする ※算定式により得点を算出し、小数点第3位を切り捨てし、小数点第2位まで求めたものを評価点とする	10 点満点 算定式による	
		イ　照明器具の耐用年数（無償保証期間）について 算定式 得点　＝　配点（5点）×（当該応募者の耐用年数/最長耐用年数提案者の耐用年数） ※耐用年数は今回使用する照明器具の耐用年数が最も短いものとする ※算定式により得点を算出し、小数点第3位を切り捨てし、小数点第2位まで求めたものを評価点とする	5 点満点 算定式による	
		イ　保証条件については定性評価とし加減点する	5 点満点 特優/5.0、 優/3.0、 普/0.0、 やや劣/-3.0 劣/-5.0	
	演出制御（本事業外） 様式 5-4	演出制御（拡張性）について 本事業で演出制御は実施しないが、将来演出制御を行う場合の設備・システム、演出イメージ及び工事費に関する提案 ・Ｊリーグの公式戦の演出として適切か ・Ｊリーグ公式戦の運営事業者の持ち込み機器を想定しているか ・将来行う追加工事費が少額であるか	25 点満点 特優/25.0、 優/20.0、 普/15.0、 やや劣/8.0 劣/0.0	
価格項目	工事費 様式 7-1 様式 7-2	工事費見積書及び工事費見積内訳書の適正さについて ・提案縮減工事費 ・工事費縮減の取組及びその具体性、実現性 算定式 得点=配点（30 点）×（最も低い工事事業費/当該応募者の工事事業費） ※算定式により得点を算出し、小数点第 3 位を切り捨てし、小数点第 2 位まで求めたものを評価点とする	30 点満点 算定式による	/30.0

３ 最優秀者の選定

各選定委員の順位得点を集計し、得点が最も高い者を「最優秀者」、その次に高い者を「次点者」として特定する。

なお、得点の最も高い者が複数者ある場合は、工事費見積書の金額が最も低い者を選定する。それにより決しない場合は、該当者によるくじにより決定するものとする。

４ 審査結果の通知及び公表

（1）審査結果の通知

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最優秀者を決定する。

最終審査の結果は、選定結果通知を参加者それぞれに書面にて郵送するとともに、電子メールにて通知する。

（2）結果の公表

本プロポーザルにおける選定結果の公表範囲は、以下のとおりとする。

ア 参加者数

イ 最優秀者及び次点者の名称

ウ 最優秀者及び次点者の順位得点

エ 審査結果の講評

※以上は、市ホームページにて公表する。

Ⅶ　基本協定等の締結

1　基本協定書について

（1）基本協定書の締結にあたり、市は、最優秀者より提出された工事費見積内訳書及び内訳明細書（以下「明細書等」という。）に基づく実施設計の工事内容を確認する。

（2）前記（１）の確認において、技術提案の内容に非採用項目がある場合は、市と最優秀者にて協議し、最優秀者は必要に応じて明細書等の修正を行う。

（3）市及び最優秀者は、本工事請負契約の締結にむけて、明細書等（修正された場合は修正後の明細書等）を元に実施設計を行うための参考見積書等を提出することを合意し、その旨を基本協定書に記載する。

（4）本事業期間における市からの変更指示や、社会経済情勢の変化などの予見不可能な事由に起因する変更については、別途、実施設計に反映するものとする。

（5）市は、上記（１）から（４）における確認、協議及び合意について最優秀者との調整を行うことができる。

Ⅷ　その他

1 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

（1）提出物に虚偽の記載又は、不正があった場合。

（2）提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合。

（3）協定の締結までに、「Ⅰ.10 参加資格要件」を満たさなくなった場合。

（4）公告日から最終審査結果通知・公表が終了するまでの期間、選定委員に直接又は間接を問わず接触した場合。

（5）その他、選定委員会が不適切と判断した場合。

2 参加者数

参加者の応募数における対応は以下のとおりとする

（1）提案者が５者以上の場合

全ての提案書は、評価基準に基づき書類審査を行い、上位４者をプレゼンテーションの審査対象者として選定する。また、書類審査結果及びプレゼンテーション審査の案内等は、令和７年２月21日頃までに電子メール又は FAX で別途通知する。

（2）参加者が１者の場合

本プロポーザルを実施する。この場合、技術提案書等の内容を確認の上、問題がなければ審査を行い、選定委員会の議によりその者を「最優秀者」として選定することができる。

3 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、別添「辞退届」（様式9）を提出すること。

4 書類の返却等

提出された書類等の返却は行わない。また、提出された書類等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。

5 著作権

提出された技術提案書等にかかる著作権は、それぞれの参加者に帰属するものとする。提案書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、参加者が当該第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者に全て帰するものとする。

6 異議申し立て

審査の経緯及び結果についての異議の申立ては受け付けない。

7 情報公開

本プロポーザルに係る情報について、情報公開請求があった場合には、「長野市情報公開条例（平成13年長野市条例第30号）」に即して取り扱う。

８ 補足

その他、必要な事項が生じた場合は選定委員会が別に定めることとする。

９ 様式・資料一覧

様式・資料	名　称	ﾃﾞｰﾀ形式	備　考
様式1-1	参加申込書	Word	
様式1-2	参加要件チェックリスト	Word	
様式2	監理技術者、主任技術者の資格	Word	
様式3	委任状・使用印鑑届	Word	
様式4	質疑回答書（参加表明）	Excel	
様式5	技術提案書	Excel	様式5-1,5-2,5-3,5-4
様式6	質疑回答書（技術提案等）	Excel	
様式7	工事費見積書	Excel	様式7-1,7-2
様式8	技術提案に係る確認資料	Excel	様式8-1,8-2,8-3,8-4
様式9	辞退届	Word	
様式10	秘密保持誓約書	Word	
様式11	基本協定書(案)	PDF	
様式任意1-1	特定建設工事共同企業体協定書	Word	
資料1	位置図・配置図	PDF	
資料2	建築意匠図	PDF	
別紙1	基本設計図	PDF	

※各種様式及び資料1については、ホームページに掲載。資料2、別紙1については、「Ⅰ.９ 図面等資料の貸与」により提供する。